

家族に代わる日常生活支援を

「たまゆら」から1年過ぎて

NPO法人自立支援センターふるまの会理事 滝脇憲



滝脇憲氏

家族のいない高齢者に必要な支援

群馬県の高齢者施設

「静養ホームたまゆら」の火災で10人の高齢者が亡くなってから、1年あまりが経過した。

この事件をきっかけに、東京で生活保護を受けている単身高齢者が、縁もゆかりもない土地の「無届け老人ホーム」などで暮らしている実態が



老朽化したアパートを改築した支援付き住まい「ふるま」見守り

明らかになったが、はたして問題はどこまで解決に向かっているのだろうか。

「無届け」が問題の核心であるかのように語られる「たまゆら」の事件であるが、それが真実なら、福祉事務所や事業者のモラルと行政指導で解決するはずである。しかし、

「困窮・単身・要介護・高齢」の「四重苦」を抱えた人々の地域居住を実現するためには、低廉で適切な住居と、家族に代わる家族的支援が必要である。

箱モノ中心の発想から脱却

ところで、東京都では今年度から、生活保護受給者も利用可能な「都型ケアハウス」が始まる。3年間で240カ所(2400人定員)整備されることになる。低い

所得高齢者を対象に、地域居住の場が新たに制度化されたことへの期待は大きい。

「無縁社会」という言葉が人口に膾炙する昨今であるが、そうであればこそ、脆弱化した地域社会の互助機能を豊かにしていく取り組みが求められている。鍵は、箱モノ中心の発想から抜け出すことである。

業務委託の検討も筆者も研究委員を務める「支援付き住宅研究会」(研究委員長 山岡義典・法政大学教授、NPO法人日本NPOセンター代表理事)では、平成21年度厚生労働省社会福祉増進事業の報告書の中

で、生活保護制度の改革を提言した。その眼目は、単独給付可能な「地域生活支援扶助」制度の新設である。

「四重苦」を抱えた生活困窮者にとって、いま求められているのは、家族に代わる日常生活支援を現物で給付できるように新しい扶助である。これは生活保護世帯だけの問題ではない。

年金で生活はできるが、支援を必要とする単身者までも、生活支援がないばかりに疾病や障がいが増悪化し、医療扶助を増大させている。膨大化する医療扶助を抑制し、要保護になる前の「予防」をしていくためにも、新たな互助機能として、地域生活支援を単独でも給付できるような生活保護制度の改革が必要である。

このような「地域生活支援扶助」が制度化されれば、現に住んでいるアパートや公営住宅も支援付きの住まいになっていく。都型ケアハウスも、箱モノとして単独に存在するのではなく、このような地域の支援ニーズと密接に関連していく必要がある。

もうひとつの問題は、もつNPOなどに業務委託していくことも検討されるべきである。

筆者が所属するNPO法人ふるまの会では、この1年間で支援付きの住まいを新たに3カ所(計54人定員)設立し、「たまゆら」の被災者を

含む困窮高齢者の地域居住を支援してきた。一方で、私たちが関わっているだけでも、地域

の「アパートなどでひとり暮らしを営む人は692人のほり、平均年齢は60歳を超えている。問題は10年後である。

「地域生活支援扶助」の制度化は、地域活動に

取り組む私たちができなく、住み慣れた地域で暮らし続けたいと願う高齢者にとっても、切実に希求されるものである。